

資料編

1 羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画策定経過

平成27年

- 3月31日 羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会設置要綱の制定
- 5月 7日 羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会設置要綱の制定
- 5月27日 第1回羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会
- 6月 5日 羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会部会の設置
- 6月16日 第1回羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会部会
- 6月18日 第2回羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会部会
- 6月25日 第1回羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会
- 7月 6日 第2回羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会
第3回羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会部会
- 7月10日 第2回羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会
- 7月16日 第4回羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会部会
- 7月23日 第3回羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会
- 7月31日 第3回羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会
- 8月14日 第5回羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会部会
- 8月18日 第4回羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会
- 8月21日 第4回羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会
- 9月 1日 パブリックコメント（9月1日～9月15日）

2 羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日羽企企発第 18318 号

羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 羽村市まち・ひと・しごと創生計画（以下「計画」という）の策定にあたり、市民及び産業関係者等からの意見を広く聴取するため、羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、計画の策定に関する必要な事項及び計画に掲げた事業の進捗状況等について意見交換し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 産業関係者 2 人以内
- (2) 学識経験者 2 人以内
- (3) 官公署関係者 3 人以内
- (4) 金融関係者 3 人以内
- (5) 労働関係者 2 人以内
- (6) 言論関係者 2 人以内
- (7) 子育て関係者 2 人以内
- (8) 大学生 2 人以内
- (9) 市民公募委員 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市の政策及び重要施策の調査研究を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

3 羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会設置要綱

平成 27 年 5 月 7 日羽企企発第 1619 号

羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 羽村市長期人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及びまち・ひと・しごと創生計画（以下「創生計画」という。）を策定し、推進するため、羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 人口ビジョンに関すること。
- (2) 創生計画に関すること。
- (3) その他計画策定等に必要となる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 副市長
 - (2) 副委員長 教育長
 - (3) 委員 羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和 60 年規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する部長の職にある者
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 5 条 第 2 条に規定する所掌事項に関し、具体的な調査及び研究等を行うため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 部会長 企画政策課長
 - (2) 副部会長 財政課長
 - (3) 部会員 市長が任命する職員 20 人以内
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市の政策及び重要施策の調査研究を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

4 羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会名簿

	委員名	所属	備考
1	松本 祐一	多摩大学総合研究所 教授・副所長	学識経験者
2	井手 拓郎	杏林大学外国語学部准教授	学識経験者
3	中村 勝司	羽村市農業後継者クラブ会長	産業関係者
4	岡 あけみ	羽村市観光協会協力員	産業関係者
5	山本 三喜	厚生労働省東京労働局青梅公共職業安定所長	行政関係者
6	勝山 真澄	羽村私立保育園協議会 さくら保育園施設長	行政関係者
7	池田 文子	羽村私立幼稚園協会 五ノ神幼稚園長	行政関係者
8	田嶋 芳明	西多摩農業協同組合 本店営業課本店長	金融関係者
9	高橋 一郎	西武信用金庫 常勤理事	金融関係者
10	宇津木 政弘	多摩信用金庫 羽村支店 支店長	金融関係者
11	大和田 正樹	株式会社オオワダ 取締役海外事業部長 羽村市商工会青年部長	労働関係者
12	寺島 昌弘	株式会社ライフワークス 代表取締役 羽村市商工会青年部員	労働関係者
13	山本 哲也	株式会社西多摩新聞社 編集部課長	言論関係者
14	伊藤 祐三	共同通信社編集局企画委員兼論説委員	言論関係者
15	清水 直子	羽村市立しらうめ保育園児の保護者	子育て関係者
16	折原 伸司	義務教育就学児の保護者 羽村市 PTA 連合会会長	子育て関係者
17	渋谷 清	市民公募	市民公募
18	羽村 綾那	杏林大学学生	大学生
19	小林 舞	明星大学学生	大学生

5 羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会内容

回	開催年月日	内容
1	平成 27 年 6 月 25 日	1 依頼状交付 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 会長及び副会長の選任 5 議 事 (1)羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会の傍聴に関する定め(案)について (2)羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準について (3)会議の進め方について 6 説 明 (1)羽村市まち・ひと・しごと創生計画懇談会スケジュール (2)羽村市長期人口ビジョンについて 7 意見交換 (1)羽村市の目指す方向性(地方創生)について 8 その他
2	平成 27 年 7 月 10 日	1 会長あいさつ 2 議 事 (1)羽村市まち・ひと・しごと創生計画事業について 3 その他
3	平成 27 年 7 月 31 日	1 会長あいさつ 2 議 事 (1)羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画(案)について 3 その他
4	平成 27 年 8 月 21 日	1 会長あいさつ 2 議 事 (1)羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画(案)について 3 その他

6 庁内策定組織

(1) 羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会名簿

職名	氏名	備考
副市長(委員長)	北村 健	
教育長(副委員長)	桜沢 修	
議会事務局長	竹田 佳弘	
企画総務部長	井上 雅彦	
財務部長	小作 貫治	
市民生活部長	早川 正	
産業環境部長	加藤 秀樹	
福祉健康部長	雨倉 久行	
子ども家庭部長	小林 宏子	
建設部長	加藤 博	
都市整備部長	阿部 敏彦	
水道事務所長	田中 繁生	
会計管理者	小林 健朗	
生涯学習部長	市川 康浩	
生涯学習部参事	山崎 尚史	

(2) 羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画検討委員会部会名簿

職名	氏名	備考
企画政策課長(部会長)	橋本 昌	
財政課長(副部会長)	高橋 誠	
子ども家庭部子育て支援課長	吉岡 泰孝	
産業環境部産業振興計画担当主幹	棚島 孝文	
都市整備部都市計画課長	神尾 成也	
企画総務部広報広聴課広報係長	中村 一成	
産業環境部産業課経済対策係長	平田 歩	
産業環境部産業振興計画担当主査	小川 真理	
水道事務所水道課業務係長	鈴木 勇	
企画総務部職員課人事研修係主任	小泉 恵美	
市民生活部市民課保険係主任	大武 直人	
都市整備部区画整理管理課主任	半田 寛子	
企画総務部企画政策課企画政策担当主事	高橋 美和	
企画総務部広報広聴課広報係主事	山本 佳南子	
産業環境部環境保全課環境保全係主事	関口 康太郎	
生涯学習部生涯学習センターゆとろぎ ゆとろぎ係主事	塚本 隆太郎	

羽村市長期人口ビジョン
羽村市まち・ひと・しごと創生計画

平成 27 年 9 月発行

発行 羽村市

編集 羽村市企画総務部企画政策課

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

電話 042-555-1111 (内) 312~315 FAX 042-554-2921

市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp>

企画政策課メールアドレス s101000@city.hamura.tokyo.jp